

南部町教育委員会

南部町の教育

令和 2 年度

南部町教育行政施策の概要

2020/04/01

南部町の教育

〔南部町教育の理念〕

ふるさとを愛し、志高く、
南部町から未来を切り拓くひとづくり
～自立・共生・参画～

〔目指す子ども像と社会の姿〕

- 心豊かな 自律した子どもの育成
 - *夢や目標を持ち、努力し続ける子ども
 - *みんなの気持ちを理解し、共に支え合う子ども

- 心豊かに 共に生きる^{さと}町づくり
 - *お互いを認め合い、活かし合える社会
 - *誰もが学び続け、より良く生きようとする社会

- 心をつなぎ 未来を拓く人づくり
 - * よりよい集団、社会(まち)づくりを目指し、課題を解決しようとする子ども
 - *町づくりや子どもの育成に参加・協働できる社会

〔教育目標 と 教育方針〕

〔教育目標Ⅰ〕 18歳までの保育・学校教育を通じて、夢と志を持ち、ふるさとへの誇りと未来を生き抜く力を育成します。

教育方針	①コミュニティ・スクールを基盤とする保・小中一貫教育を推進するとともに地域と協働した「まち未来科」の学びを充実・発展させます。
	②子ども達が安心して学び、お互いに認め合い高め合える保育・教育に取り組みます。

[教育目標Ⅱ] 地域や家庭との協働・連携により、子どもが安心して育つ
保育や家庭教育の環境づくりをすすめます。

教育方針	①0歳からの保育の質を高め、保育と学校教育のつながりを強化するとともに子どもが育つ地域環境の整備をすすめます。
	②保・小中の連携を基盤としながら、地域や関連機関と協働した家庭教育の充実に取り組みます。

[教育目標Ⅲ] 生涯学習のある町づくりを進め、豊かな学びを通してまち
(地域)を支える人材の育成に努めます。

教育方針	①社会教育等関係施設を活用し、学び合い、つながり合う社会教育活動の充実に取り組みます。
	②地域振興協議会と連携しながら、青年団体を核とする町づくりや地域課題の解決に取り組みます。

[教育目標Ⅳ] 郷土の自然や歴史・文化を受け継ぎ、町づくりに活かす
とともに、生涯にわたるスポーツ環境の整備をすすめます。

教育方針	①里地里山に学びながら、郷土の歴史や文化を保存・継承し、町づくりや地域づくり、ふるさとの誇りづくりに活かします。
	②スポーツ環境の整備を図るとともに、スポーツを通じた仲間づくり、健康づくりを推進します。

[教育目標Ⅴ] 誰もが大切にされる社会の担い手であることを自覚し、
学び合い、つながり合いながら人権が大黒柱の町づくりを
すすめます。

教育方針	①人権感覚を磨き、身の回りの差別や不合理に気づく地域学習、行動化につなげる啓発活動の充実努めます。
	②これまでの同和教育の歩みを踏まえ、地域や家庭と連携しながら保・小中一貫した人権教育の取り組みをすすめます。

※南部町教育振興基本計画（第Ⅱ期）より抜粋

令和2年度

南部町教育行政施策の概要

1. はじめに

本町教育委員会は新教育委員会制度のもと、「南部町教育 一步前へ」の精神を持ち、「学校教育」と「社会教育」を両輪とした教育行政の戦略的・創造的な取り組みを進めています。

今年度は、地域の活性化や「地方創生」、少子化対策や移住・定住対策など、自治体の生き残りをかけ、「情報社会」の次にやってくる近未来の「Society5.0」（超スマート社会）を見据え、『複合施設』の建設に伴って高校生や若者達を巻き込んだ地域や町づくりをスタートしなければならない年です。

しかし、昨年度から世界を襲っている新型コロナウイルスは日本にも上陸し、3月末時点で国内感染者数は1,400名を超え、全国的な拡大傾向を勘案すると県内発生も現実的なこととなってきました。

そのような状況の中での本年3月2日からの全国一斉の学校の臨時休業要請は、これまでの教育行政の長い歴史の中でも未曾有のことであり、その影響は計り知れないものがあります。今後予想される外出自粛や行事の中止など、教育だけでなく社会全体でこれまでの日常や生活が一変し、住民の学びも大きく制限されるとともに、予定している各種会議や協議会も中止や書面協議となり、本年度の方針や計画について十分に議論していく機会がなく、先行きが不透明な状況が発生していくことも予想されます。

さらに、学習指導要領で掲げられた「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、コミュニティ・スクールを基盤とする地域との協働、保・小中一貫教育の推進、小学校外国語活動の導入や道徳の教科化を柱とする新学習指導要領への移行、国の「GIGAスクール」構想を受け、メディアとの関わりを含めてICTを活用した情報活用能力の育成、差別解消三法をふまえた人権意識の高揚や家庭教育の一層の充実、いじめや不登校の根絶、保護者の経済的負担軽減のあり方や教職員の働き方改革、さらに循環型の生涯学習社会の構築、文化財保護や次世代への伝統文化の継承等、解決しなければならない教育課題は山積しており、教育委員会が担うべき課題は多岐にわたっています。

このような状況だからこそ、社会教育や学校教育のそれぞれの場面で課題解決に向け、制限や制約を受け入れ、「今やるべきこと、今だからできること」を知恵を絞って取り組むことが求められています。

一昨年度よりスタートした「南部町の教育に関する大綱」及び第二期「南部町教育振興基本計画」を基に、南部町教育委員会は、国や県の方向性を見極めつつ、「教育」の普遍的な使命を再認識するとともに、求められる社会の変化に対応した『教育の保障』にその責任を果たすため、多様な教育課題の解決に積極果敢に施策を展開します。

最後に、新型コロナウイルス感染の終息を願い、教育だけでなく社会生活全般に日常が戻り、子どもからお年寄りまで笑顔あふれる南部町となることを祈念します。

Ⅱ. 教育方針と主要な施策

1. コミュニティ・スクールを基盤とする保・小中一貫教育を推進するとともに、地域と協働した「まち未来科」の学びを充実・発展させます。
 - (1) 中学校区コミュニティ・スクールの推進
 - (2) 保育園年長児からの「まち未来科」(10年プログラム)の実践と検証
 - (3) 4者対話による学校づくり会議の実施
 - (4) 「協同学習」の充実

2. 子ども達が安心して学び、お互いに認め合い、高め合える保育・教育に取り組みます。
 - (1) 不登校の未然防止、いじめ根絶に向けた取り組みの充実
 - (2) 保・小中一貫した人間関係づくり学習の推進
 - (3) 縦横のネットワークによる子ども支援体制づくり
 - (4) 食育のビジョンづくりと実践

3. 0歳からの保育の質を高め、保育と学校教育のつながりを強化するとともに子どもが育つ地域環境の整備をすすめます。
 - (1) 保育士研修の充実
 - (2) 園の経営マネジメントの確立
 - (3) 研究保育の推進
 - (4) 関連部局・機関との就学支援連携強化
 - (5) 保小引き継ぎの充実

4. 保・小中の連携を基盤としながら、地域や関連機関と協働した家庭教育の充実に取り組みます。
 - (1) 子育てセミナーの充実
 - (2) 親の学び・相談・仲間づくりとPTA活動の連携
 - (3) アウトリーチ型個別支援の実施
 - (4) 家庭や家族のあり方を考える場づくり
 - (5) スクールソーシャルワーカーによる福祉との連携

5. 社会教育等関係施設を活用し、学び合い、つながり合う社会教育活動の充実に取り組みます。
 - (1) 「はんどん楽校」の充実
 - (2) 公民館活動の発信と地域への学びの還元
 - (3) 他地域との交流や働く世代への学習機会の提供等新たな学びの創造
 - (4) 図書館ボランティアによる図書館づくりの促進
 - (5) レファレンス強化と大人の図書館の拡充

6. 地域振興協議会と連携しながら、青年団体を核とする町づくりや地域課題の解決に取り組みます。
 - (1) 地域振興協議会との連携
 - (2) 高校生サークル及び新青年団の活動支援
 - (3) 社会教育主事の養成
 - (4) 社会教育委員のスキルアップと地域還元
 - (5) 子ども会及び青少年育成町民会議の見直しと再組織化

7. 里地里山に学びながら、郷土の歴史や文化を保存・継承し、町づくりや地域づくり、ふるさとの誇りづくりに活かします。
 - (1) 法勝寺電車の有効活用
 - (2) 各種文化財保存会活動支援の充実
 - (3) 祐生出会いの館発信力の強化
 - (4) 指定文化財の維持管理

8. スポーツ環境の整備を図るとともに、スポーツを通じた仲間づくり、健康づくりを推進します。
 - (1) 年少期のスポーツ環境の充実
 - (2) 体育協会の見直し
 - (3) 中学校部活動と総合型地域スポーツクラブの連携強化

9. 人権感覚を磨き、身の回りの差別や不合理に気づく地域学習、行動化につながる啓発活動の充実に努めます。
 - (1) ミカエルセミナーの充実
 - (2) 地域振興区別人権学習の充実
 - (3) 町内企業施設研修の支援
 - (4) 町民人権意識調査及び実態調査の実施分析
 - (5) 人権総合計画及び実施計画の策定
 - (6) 町人権会議の取り組み充実・強化

10. これまでの同和教育の歩みを踏まえ、地域や家庭と連携しながら保・小中一貫した人権教育の取り組みをすすめます。
 - (1) 南部町 15 年人権プログラム(ミカエルプログラム)の実践
 - (2) 保小中の保育・授業実践の交流と合同研修の実施
 - (3) 隣保館と連携した地区学習会の充実

11. 多岐にわたる教育課題の解決に資する教育委員会事務局、園・小中学校及び社会教育施設等の体制(支援態勢)を整備し、教育行政推進体制の充実を図ります。
 - (1) 組織の充実・強化
 - (2) 主要な教育課題への取り組み

Ⅲ. 重点項目

【教育委員会事務局】

○新型コロナウイルス感染症対策

- ・安心・安全な学校生活と学習の保障
- ・人権教育の強化

【総務・学校教育課】

(1) 不登校の未然防止・早期対応の取組強化

- ・スクールソーシャルワーカーの効果的活用
- ・就学前から義務教育修了までを見通した支援の充実

(2) 学力の向上

- ・保・小中一貫教育の視点と「協同学習」の理念をふまえた授業改善の推進
- ・問題データベースやデジタル教科書、標準学力調査を活用した授業の充実

(3) G I G Aスクール構想によるICT環境の整備

- ・校内通信ネットワークの整備（高速大容量）
- ・1人1台を見通した端末整備

(4) 教職員の働き方改革の推進による教育の質の向上

- ・規則の新設、方針の策定による教職員への徹底と意識高揚
- ・保護者、地域住民への周知・啓発

(5) 共同学校事務室の設置による事務機能の強化

- ・学校事務業務の効率化・適正化
- ・教育環境の充実

【人権・社会教育課】

(1) 複合施設建設と運営体制の整備

- ・多世代が多目的に交流できる複合施設建設に向けた整備
- ・公民館運営審議会の新規設置

(2) 人権教育・人権啓発の推進

- ・ミカエルセミナー開催への支援
- ・各地域、集落での人権研修会等の開催への支援

(3) 高校生サークル及び新☆青年団の自立に向けた指導と支援

- ・高校生サークルの活動支援と広報の充実
- ・新☆青年団の他地域の青年団との交流活動への支援

(4) 「スポnetなんぶ」の充実

- ・「スポnetなんぶ」の運営への支援
- ・町体育協会の「スポnetなんぶ」への移行

(5) 文化財保護の啓発

- ・特別天然記念物等希少動植物の保護及び環境教育の啓発
- ・文化財保存活動の支援

IV. 教育方針に基づく具体的な取り組み

教育方針	具体的な取り組み
<p>I-① コミュニティ・スクールを基盤とする保・小中一貫教育を推進するとともに地域と協働した「まち未来科」の学びを充実・発展させます。</p>	<p>○地域とともに歩む学校づくり推進事業 ・地域住民とめざす子ども像を共有し、協働による教育活動を推進する。</p> <p>○学校経営校長戦略事業 ・<u>授業改善・学級経営の充実、特色ある学校づくり等、学校課題を解決するための戦略的学校経営の推進を図る。</u></p> <p>○未来を切り拓く人材育成事業 ・法勝寺中、南部中の「まち未来会議」提言の実現化と両中学校合同での大学視察を支援する。</p> <p>○保小中連携推進事業 ・各園・校での就学支援のためのしくみや連携体制の充実を図り、特別支援教育による特性に応じたきめ細やかで切れ目ない支援を推進する。</p> <p>○幼児教育・保育専門員配置事業 ・関連部局・機関との連携強化や、保育士研修及び園内研究の推進とともに保育士サポート体制を強化する。</p> <p>○児童生徒用パソコン整備事業 ・<u>現在使用している端末の Windows7 のサポートが終了することにより、最新の OS を搭載した端末に更新することで、ICT環境を整備する。</u></p> <p>○児童生徒を対象とした芸術文化事業 ・法勝寺中と会見・会見第二小で開催し、本物にふれる体験を通して、世界をひろげ、豊かな心を育む機会とする。 (各校隔年開催)</p> <p>○外国語指導助手 (ALT) 配置事業 ・外国語活動及び英語科、国際理解教育の充実を図るとともに、ネイティブ・スピーカーの利点を生かし、児童生徒のコミュニケーション能力や実践力を高める。</p> <p>○学習支援員配置事業 ・特別な支援を要する児童への個別指導や生活指導、教科学習の支援により、学力・社会性の定着を図る。</p> <p>○学校司書雇用事業 ・公立図書館と連携し、児童生徒や教職員の実態や希望に沿った図書館教育環境の整備を行い、学習の多様化・活性化・充実を図る。</p> <p>○教育振興費 (各校) ・教育目標の達成に向け、学習指導・学習環境の充実を図るとともに、豊かな体験活動を実施する。</p>

<p>I-② 子どもが安心して学び、お互いに認め合い高め合える保育・教育に取り組みます。</p>	<p>○不登校対策事業 ・不登校の未然防止・早期対応、学校復帰へ向けた居場所づくりや自立への支援充実を図る。</p> <p>○スクールソーシャルワーカー活用事業 ・多様な問題を抱える児童生徒の背景を探り、現在置かれている環境に働きかけて支援を行うとともに、それをチームで行うための体制を確立する。</p> <p>○少人数学級対応事業 ・県の編制基準に準じて学級を編制する。対象：会見小2・3年、法勝寺中3年、南部中2・3年</p> <p>○特別支援学校通学支援事業 ・公共交通機関による特別支援学校への通学が困難な児童生徒を対象に送迎を行い、児童生徒の安心・安全な登下校と保護者の負担軽減を図る。</p> <p>○児童生徒送迎車両運行事業 ・南部中、会見第二小の休日の登下校や部活動合同練習、校外学習バスの補充等を行い、円滑な教育活動を支援する。</p> <p>○学校施設環境改善事業 ・体育館の和式トイレを洋式化することにより、児童生徒・地域住民がより利用しやすくするとともに避難所が開設された際の安心・安全を確保する。(南部中・会見小)</p> <p>○学校管理費 ・学校施設における「維持管理」「必要物品の購入」「健康・安全事業」を行う。</p> <p>○学校主事雇用事業 ・給食関連業務や学校用務、環境整備等が円滑に実施され、教育環境を整える。</p> <p>○給食センター運営事業（食育含む） ・安心・安全な給食を提供するとともに、園・学校・家庭・地域が連携して、児童生徒の食の自己管理能力を高める。</p>
<p>II-① 0歳からの保育の質を高め、保育と学校教育のつながりを強化するとともに子どもが育つ地域環境整備をすすめます。</p>	<p>○幼児教育・保育専門員配置事業（再掲）</p> <p>○保小中連携推進事業（再掲）</p> <p>○児童生徒就学援助・奨励事業 ・援助が必要な世帯の保護者の経済的、心理的負担を軽減し、当該児童生徒が安心して就学できるよう支援する。</p> <p>○黄色い帽子・レインコート購入助成事業 ・購入金額の半額を助成し、児童の登下校、校外活動時の安全を確保するとともに、保護者の負担軽減を図る。</p> <p>○通学定期券発行事業（小・中学校） ・遠距離通学をする児童生徒に定期券を支給し、安心・安全な登下校と保護者負担の軽減を図る。(地域・期間設定)</p>

	<p>○高校等通学定期券助成事業 ・高校等への通学定期券及び回数券購入費の半額を助成することで、保護者の負担軽減を図るとともに公共交通機関の利用促進及び定住促進をめざす。</p> <p>○部活動指導支援事業 ・部活動の質的向上や指導体制の充実、教職員の負担軽減を図るとともに、地域との連携を深める。</p> <p>○教育振興助成事業 ・中学校の運動部・文化部において、中国大会以上に出場する旅費・大会参加費・運搬経費などを補助する。</p>
<p>Ⅱ－② 保・小中の連携を基盤としながら、地域や関連機関と協働した家庭教育の充実に取り組みます。</p>	<p>○アートスタート推進事業 ・町内の団体と連携し、子育て支援・家庭教育の推進を目的に未就学児を対象とした公演鑑賞等を提供する。</p> <p>○家庭教育支援員配置事業 ・家庭教育の支援と充実を図る。家庭教育推進員は、家庭教育支援に係る事業・相談活動を通じて、子育て不安の解消や家庭の教育力向上に資するものとする。</p>
<p>Ⅲ－① 社会教育等関係施設を活用し、学び合いつながり合う社会教育活動の充実に取り組みます。</p>	<p>○南部町公民館運営費 ・<u>公民館運営審議会を開催し、公民館の運営方針等を検討する。</u></p> <p>○公民館活動事業 ・ときめき文化活動応援事業 ・はつらつ青少年応援事業 ・いきいき生涯学習応援事業</p> <p>○土曜の教育支援 ・土曜開校に伴い、平成26年度から公民館、会見第二小学校ではどん楽校を開校している。引き続き土曜日の教育支援を行う。</p> <p>○板祐生記念館活動事業 ・板祐生のコレクションの一般公開(常設展及び入替え) ・定期的なコレクションの紹介展示及び他館・他者との連携による特別展の開催を行う。 ・板祐生の研究と所蔵品の修復作業</p> <p>○図書館資料整備事業 ・新聞・雑誌の購入 ・図書館資料(図書、視聴覚資料等)の購入・整理をする。</p> <p>○図書館普及促進事業 ・法勝寺図書館、天萬図書館を会場に、年間を通じて、幅広い年代を対象とした企画を実施する。</p>

	<p>○生活相談員設置事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内高齢者宅を計画的に訪問することで孤独感の軽減と見守られていると言う安心感の提供、必要な支援の提供そして地区内住民の様々な問題(健康・福祉・就労等)の相談に応じ、多方面にわたる総合的な支援を提供する。 <p>○隣保館運営事業(宮前隣保館)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合生活相談を充実し安心して暮らせる地域づくり、地区内の保・小・中・高・成人を対象とした学習や研修を通じて自尊感情を高めると共に人権意識の高い人材を育てる。 ・ 現地研修を積極的に受け入れ同和問題を始め様々な差別問題に理解を深めてもらい、あらゆる差別の解消を目指して啓発活動を展開する。 <p>○隣保館運営事業(西伯文化会館)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内の保・小・中・高・成人を対象とした人たちの学習、研修を通して自尊感情を高め自立を促すこと、そして南部町内外の方々(県外含む)への啓発・学習・広報を通じて同和問題をはじめとする差別問題の理解・解消を目指す事業を行う。 <p>○老人館運営事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内高齢者による様々な学習活動、交流活動、奉仕活動、その他の体験活動を通して生き甲斐作りを行い明るく安心して暮らせる地域づくりを目指すコミュニティの拠点を築いていく。
<p>Ⅲ-② 地域振興協議会と連携しながら、青年団を核とする町づくりや地域課題解決に取り組めます。</p>	<p>○社会教育総務事務費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「町PTA 連合会」「青少年育成町民会議」「町子ども会育成連絡会」の活動を支援するため、補助金を支出する。 ・ 社会教育委員の自己研鑽を図るため各種研修会への参加を促す。 <p>○成人式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 町として成人者をお祝いする「第1部(式典)」と、「第2部(記念講演・記念コンサート)」を成人式実行委員会と共催する。とっとり花回廊で開催する。 <p>○高校生サークル国際交流事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 南部町高校生サークル“With you 翼”の地域とのつながりの維持やSNSを活用した活動を支援する。 <p>○青年団活性化事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 南部町新☆青年団「へん to つくり」に対し、活発に活動し地域づくりにも貢献している他地域の青年団との交流活動費用を助成する。

<p>IV-① 里地里山に学びながら、郷土の歴史や文化を保存・継承するとともに町づくりや地域づくり、ふるさとの誇りづくりに活かします。</p>	<p>○文化財保護事業 ・町指定文化財の保護・管理のために草刈り等の管理作業を行う地区や個人に対し補助金交付する。 ・無形民俗文化財の保存・継承のため、保存会活動を支援する補助金を交付する。</p> <p>○特別天然記念物等保護事業 ・特別天然記念物等の保護、管理を適正に行う。 ・特別天然記念物(オオサンショウウオ・コウノトリ)等希少生物の保護のため必要な作業・業務について、関係団体と連携し、実施する。</p> <p>○金田瓦窯跡調査保存管理事業 ・平成 29 年度から調査を行った県指定文化財「金田瓦窯跡」の保存方法について、今後の活用を含めた方針を決定する。</p>
<p>IV-② スポーツ環境の整備を図るとともに、スポーツを通じた仲間づくり・健康づくりを推進します。</p>	<p>○スポーツ・文化表彰 ・町内小・中学校、公民館、スポーツ少年団、体育協会、地域振興協議会から推薦を受けた個人・団体に対し、成績に応じて該当する賞を授与する。</p> <p>○保健体育総務費事務費 ・体育協会等の町内スポーツ団体の育成支援を行う。 ・主催大会運営の広報支援や財政的支援、各大会遠征への交通支援を行い、団体運営と組織力強化の育成を図る。 また、町内での生涯スポーツの普及、発展の推進を図るための事業を展開する。</p> <p>○総合型地域スポーツクラブ支援事業 ・NPO 法人南部町総合型地域スポーツクラブ「スポ net なんぶ」の健全な運営を図るため、必要な支援を行う。</p> <p>○公園管理事業 ・指定管理者へ管理委託を行う。</p> <p>○グラウンド管理事業（会見） ・指定管理者へ管理委託を行う。(H24 年度から指定管理委託実施)</p> <p>○町民体育館管理事業 ・指定管理者へ管理委託を行う。(H29 年度から指定管理委託実施)</p> <p>○東長田山村交流施設管理事業 ・指定管理者へ管理委託を行う。地域での利用活用が重視されるため南さいはく地域振興協議会へ委託する。</p> <p>○東西町スポーツ広場管理事業 ・H29 年度に完成した東西町スポーツ広場の日常管理を行い、広場を快適に利用していただく。(令和 2 年度より建設課から教育委員会へ所管換え)</p>

<p>V-① 人権感覚を磨き、身の回りの差別や不合理に気づく地域学習と行動化につなげる啓発活動の充実に努めます。</p>	<p>○人権対策事務費 ・様々な人権課題を解決し、明るく住みよい地域をつくるための人権教育、人権啓発活動を推進する。</p> <p>○就職奨励金支給事業 ・身体障がい者、知的障がい者、社会的事情等により就職が困難な者を対象に、中学、高等学校、短期大学、大学、盲・聾学校を卒業した者のうち、卒業の翌月までに常用労働者として就職が決定したものに対して奨励金を支給する。</p> <p>○人権啓発地方委託事業 事業費を県の委託金として受け入れ、人権コンサートを開催する。</p> <p>○あらゆる差別をなくす総合計画改訂事業 ・「部落差別をはじめあらゆる差別をなくす総合計画」の施行期間が令和2年度で終了するため、改訂に着手する。</p>
<p>V-② 同和教育の歩みを踏まえ、保・小中一貫した人権教育の取り組みを推進します。</p>	<p>○社会同和教育推進事業 ・同和地区及び経済的理由で進学に困難を抱えている町内の高校生・大学生を対象に奨学金の支給を行う。</p>

教育委員会組織の充実・強化	具体的な取り組み
<p>多岐にわたる教育課題の解決に資する教育委員会事務局、保育園・小中学校及び社会教育施設等の体制(支援態勢)を整備し、教育行政推進体制の充実に努める。</p>	<p>○教育委員会費事務費 ・教育委員研修協議会、先進地視察を通して、他市町村の教育委員との情報交換や情報収集により教育委員活動の充実に努める。</p> <p>○教育の日事業 ・教育の日(11月1日)制定に伴い、10月と11月を教育月間とし、地域住民や保護者、関係者対象に啓発事業を行う。</p>